

## 幼稚園伝染病による登園停止の扱いについて

園児が下記の伝染病にかかった場合、登園停止扱いになりますのでお知らせします。幼稚園内やスクールバス内での流行を防ぐためにも、ご家庭でゆっくり療養されますようご協力をお願いします。

下記一覧には、登園停止期間や登園許可のめやすを記入しておりますので、一度ご覧ください。尚、治癒後登園する場合は、必ず右記連絡票をかかりつけの病院で必要事項を記入の上、医師の認印をいただき、連絡票を持って登園して下さい。連絡票が無い場合は登園できません。(医療が逼迫している場合は、連絡票が無くても登園は可能です。)

## ☆登園停止が必要な伝染病

## 第2種：飛沫感染する伝染病

病名	登園停止期間
新型コロナウイルス インフルエンザ	発症日を0日と数え、5日を経過し、 新型コロナウイルスの場合(かつ症状が軽快した後1日経過するまで) インフルエンザの場合(かつ解熱した後3日を経過するまで)
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の 腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	紅班性の発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで (ただし、医師が伝染のおそれがないと認めた時はこの限りではない。)
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師により伝染のおそれがないと認められるまで

## 第3種：幼稚園保育活動を通じて流行を広げる可能性がある伝染病

病名	登園停止期間
腸管出血性大腸菌感染症	症状が改善し、医師により伝染のおそれがないと認められるまで。(無症状性病原体保有者は登園停止不要)
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	眼症状改善し、医師により伝染のおそれがないと認められるまで。

## 第3種その他

病名	登園許可のめやす
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後、24時間を経て、解熱し、全身状態良好となったとき
ウイルス肝炎	主要症状が消失し、肝機能正常化した時
手足口病・ヘルパンギーナ	解熱し、全身状態安定していれば、登園可能
伝染性紅斑(りんご病)	発疹期には感染力はほぼ消失していると考えられるので、発疹のみで全身状態良好なら、登園可能
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、症状改善し、全身状態良好なら、登園可能
流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐から回復し、全身状態良好なら、登園可能

## ☆通常登園停止の必要はないと考えられる伝染病

## 第3種・その他

病名	登園許可のめやす
アタマジラミ	シラミの駆除。爪きり。タオル・くし・ブラシの共有を避ける。着衣・シーツ・枕カバー・帽の洗濯と熱処理(アイロン処理)
水いぼ(伝染性軟属腫)	共同の入浴やプールを禁止する 多数の発疹のある者、病巣の被覆を行い、直接接触を避ける。
とびひ(伝染性膿痂腫)	病巣の処置と被覆。共同の入浴やプールは避ける。 炎症症状の強いものや広範なものでは、病巣の被覆を行い、直接接触を避ける。

# 連 絡 票

## 幼稚園伝染病

### 第2種

新型コロナウイルス・インフルエンザ・百日咳・麻疹(はしか)・  
 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風疹(三日ばしか)・水痘(みずぼうそう)・  
 咽頭結膜熱(プール熱)・結核・髄膜炎菌性髄膜炎

### 第3種

腸管出血大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎

### 第3種その他

溶連菌感染症・ウイルス肝炎・手足口病・ヘルパンギーナ・  
 伝染性紅班(りんご病)・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・  
 その他( )

※該当する病名に○をつけてください。

組 氏名

上記の疾病で 月 日から 月 日まで静養中であったが、主要症状が消退して、もはや感染のおそれのないものと認めます。

年 月 日

医師名

印

### ※注1

☆登園停止が必要な伝染病			
	第2種	飛沫感染する伝染病	登園停止期間の基準を規定
	第3種	幼稚園保育活動を通じて流行を広げる可能性がある伝染病	医師の判断や条件により異なる
☆条件によって登園停止になる伝染病			
	第3種その他		

### ※注2 学校感染症の登園停止期間の一部改正(令和5年度)

- ☆新型コロナウイルス 発症日を0日と数え、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日経過するまで
- ☆インフルエンザ 発症日を0日と数え、5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
- ☆百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ☆流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ☆髄膜炎菌性髄膜炎 医師により伝染のおそれがないと認められるまで